

# 関西労災職業病No.47

関西労働者安全センター

1978.4.10発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

## もくじ

- **特集** “西田さんの労災認定からとる” ————— 1→5  
——愛知県における労災職業病戦線の活動から——  
西田 善蔵(被災者) 田中 九思雄(豊田青労闘・トヨタ自工戦線)  
中島 豊・岩田 英世(名大病院) 鈴木 誠(支援)
- **春季フィールド合宿報告** ————— 6  
■ フィールド事務局
- **第4期労働者鍼灸学習会のお知らせ** ————— 7→8  
■ 関西労働者鍼灸学習会運営委員会
- **前線から** ————— 9→12
- **労基則第35条改悪反対闘争** ————— 13  
◆ 審議会での労・政・資の取引を許さない政治構造を!
- **資料** **労基則第35条省令修正案** ————— 13→18
- **関西研究者交流会第9回例会** ————— 19  
◆ ニッソール農業裁判における問題について
- **2月分会計報告** ————— 20

# 西田さんの労災認定かちとる

## 愛知における

### 労災職業病戦線の活動から

名古屋で、フオリフソフト運転手（西田善蔵氏）の頸肩腕症認定斗争が勝利した。2月18日に「労災職業病と闘う医師・医学生・労働者交流会」の仲間20数名で名古屋北労基署におしかけ（前号に既報）その後「業務上認定をしました」と労基署から連絡があった。この認定斗争は、名古屋では初めての経験で

これまで様々な分野で活動してきた人達がかかわったが、それだけの立場によつて今回の斗争の受けとめ方も感想も様々である。そこで以下数名の人にその感想を述べてもらった。なお、この労災認定をきっかけに、名古屋でも労災と闘う組織を作ろうという気運が一層高まっている。

第に頸肩腕障害が悪化する中、

昭和52年7月1日

日から、1組4人の作業員を3人にしたため、

（被災者）西田善蔵

## 早期認定は多くの支援の方々のおかげ

昭和44年から昭和52年まで、8年回リフトトラックの運転をしていました。46年頃から次

1人当りの作業量が増大、このため症状が更に悪化し、昭和52年7月15日、ついに倒れ、けな

い体になつてしまひ、休業せざるをえなくなりました。

私は休業に入る時、会社に対して「私傷病でないので労災で休む」と申し伝えました。一か月余り過ぎた8月20日過ぎに、労災休業補償の請求をするよう私一人で要求しました。ところが、会社はその時は不知といふことでした。そして9月末頃になつてしなす出した申請書にも、会社は「発病原因を調べたが不知」としていい。私の勤務している会社には組合はなく、この件について支援してくれるところもなく、また、このような事で支援してもらえないことなど全く知らなかつたので、自分一人であらうまでもやり通す覚悟でいました。

## 新聞記事から

### 支援の輪が広がる

しかし、頸肩腕障害と診断は出たものの、仕事との因果関係を証明してくれる病院がなく、

困っている時、北九州市の吉川さんがワンマンバスの運転で左腕を痛め、労災認定をかうとつたことを新聞で知り、その病院を紹介してもらいたく電話で連絡をとりました。その結果、丁度名古屋に来ておられた北九州労竹安全センターの村田さんを紹介され、12月6日に会って相談しました。その後村田さんから名古屋の鈴木さんに連絡があり、更には鈴木さんからトヨタの田中さん、俱評、更には大阪の安全センターの河合さんへと支援の輪が広がることになりました。そして、鎖肩腕障害と眩業病のことなり大阪の松浦診療所の松浦医師、名古屋では名大分院の岩田医師と中島医師が名医であることを知りました。紹介された岩田、中島医師とつれ立って大阪に行き、松浦先生に診察してもらいました。そして、どの医師も一様に職業による疾病であるとの診断であったので、さつとそこの意見書を書いてもらって労基署に提出しました。

こうして更に地区労、王子旧労にと支援の輪が広がる中、今年の3月15日、労災認定の決定通知が来しました。

## 今後は会社の責任

を明らかにする闘いを

この認定も、何も知らなかつた私が一人でやっていたのでは、今でもまだ決定がないか、あつても業務外の決定が出ていたことと思ひます。なぜなら労基署には働く者の味方ではない面が事実として沢山あるからであり、ます。このように早期に認定をかうとることができたのは、中心となつて支援下さつた方は言うに及ばず、支援関係者多数各位のお陰と、私も家族一同、心より深く感謝いたしております。本当にありがとうございます。

本、治療の要求等をからとつていかなくてはなりません。引き続き支援下さるよう重々お願い申し上げます。

支援下さつた団体、他各位の皆様、身銭を使い、あるいはカンパして支援下さつたことに深く感謝いたしますとともに、今後は私同様困っている方がまだ多数いることと思ひますので、これだけにて終ることなく、私の方にも呼びかけて下されば支援に参加いたします。今後ともよろしくお願い申し上げます。

## 闘いを継続し

を広げよう

# 資本の医学行政上の支配

## 打破る方向を示した認定斗争

●トヨタ自工労働者戦線  
●豊田青年労働者斗争 田中九思雄

西田さんの頸肩腕障害を労災に認定させた今回の斗争の勝利は、私達が労働運動をおし進める上で、はかりしれない大きな獲得物だと思えます。

この斗争に勝利できたのは、西田さんが未組織労働者であることの困難をはねのけ、一人で企業及び行政当局への闘いを起し、種々の難関をのりこえてきた姿勢が最大の要因です。次に岩田医師をはじめとする医者、医学生達が、労働者の立場に立脚した活動に立ち上り、西田さんと共に労働基準監督署交渉のぞみ、医学的な見地より、行政の切り捨て政策を許さない追及を行ったことが困難な壁を突破する大きな力となりました。豊田地域でトヨタ自工と対決し、支配体制をくつがえしてい

くため私達は労災斗争を起してきました。しかし、労災認定は10件続けて獲得できてもトヨタ自工内での支配体制をくつがえす質の斗争にはほど遠いものがあります。それは資本側

## 労働者の現状・医療側の認識不足

### 学ばことの効かつた労災認定

●名古屋大学附属病院分院 中島 豊  
岩田 英世

私はこの西田さんの労災認定の闘いにおいて医者という立場から関わったわけであるが、私にとつては初めてのことでもあり、多くのことを学ばことかできた。

一つには労働者の置かれていた医療的状況がある程度把握することができたということがある。西田さんの場合でいうならば、彼はフオークリフトを運転し始めてから二年で症状が開始

がもっている。医学上、行政上の支配のカベを突破するに足る私達の知識不足が最大のカベでした。今回の勝利は、私達の前にカベを突破することができると方向を示してくれたと考えています。今後覚知に、労災、職業病を担う専門機関が創立するため私達も全力をあげる決意です。

め、4年で漸く自分からこれはフォークリフトによるものではないかと思ひ始め、フォークリフトの交換や、配置換えを望んだが、受け入れられず、症状を悪化させ、ついには休業に入つたという過程である。ここにはハンドルを何十回転もさせるといふ労働において、当然に予想されるような障害に対する予防的措置の欠如、健康管理の不足、また、症状がフォークリフトによることが明らかになつてからも、機械の交換を行わぬ、労働災害認定を申請すれば、直接的、間接的に弾圧を加えるといふ、利潤第一主義等々の資本の論理で動く企業と、その中で消耗品として扱われる労働者を見ることのできるように思われる。

もう一つには医療の側の労働災害認定に対する認識の不足を見ることができたといふことがある。西田さんは47年頃より大学病院や国立病院の多数の科を受診しているわけであるが、その多くが西田さんの職業的背

景を考慮せず、前面に出た肉体的症状のみを捉え、「血流が云々」といふ二次的原因の問題にし、その処方をするといふことに終つてゐる。西田さんはフォークリフトの運転が一次的原因であるといふ指摘を医者からは得られないうままに、自ら労働災害認定闘争に入り認定を勝ちとつていつたのである。

この労働災害認定がかりとつたことでは、西田さん個人の努力が最も大きな力であつたことは確かであるが、支援の人の協力がもたらしたことは否めない。私も医者といふ立場から支援をしたのであるが、同時に少なからぬものを学ぶことができた。

これからも西田さんや支援をした人達とともに闘つていきたいと思ふ。

\*\*\*\*\*

# 闘いの経験生かし 早急に闘う戦線の準備を

●名古屋 鈴木 誠

労働災害認定がかりとつたことでは、西田さん個人の努力が最も大きな力であつたことは確かであるが、支援の人の協力がもたらしたことは否めない。私も医者といふ立場から支援をしたのであるが、同時に少なからぬものを学ぶことができた。

これからも西田さんや支援をした人達とともに闘つていきたいと思ふ。

せていない我々は、南西の安全センターを交えた各位の交流会を当面積み重ねていこうというゆるやかな確認と、遅々とした行動しかもてずには、北九州の安全センターから、西田氏の労災認定について取り組んでほしいという要請があった。フオーワリフト運転手のケイ腕症という事例で、前例がなく、又未組織の中小企業労働者であるため、組合の支援もない困難な闘いが予想されたが、この件に我々が取り組み、西田氏とともに考え、実践していく中でしか我々の労災取業病斗争の前進はないと考えを。詳しい経過報告は別にゆずるとして、比較的早期に業務上の認定をかりとることができた。

これは発病当時の作業量（フオーワリフトの重いハンドルを一日平均七ヶ回以上回していたこと）を証明する資料が残さなかったこと、会社よりののみ消し工作を一定封じこめていたこと、そして何よりも西田氏自身

の固い意志が、監督署をして、業務外であるという言いのがれを絶対に許さないとこころへ追いこんだ結果であったと思う。

だが、今後労災取業病斗争をテコにした労働運動が、資本と全面対決するような時期に入れば、労基署は、認定一つをめぐっても必ずや政治的対応をしてくるに相違ない。その時我々の側が、強かな、被災者、労働者の団結でもって、認定を力でも

ぎとることができるかどうか？我々は早急に今回の闘いの経験を生かし、愛知における、労災取業病を闘う戦線を準備しなればならないと考えている。

最後に、今回の闘いを支援していた北九州・南西の労働者、医者の方々、また最終的に組織的な支援を決定していただいた春日井地区労、紙パ労働の仲間の皆さんに心からお礼を申しあげたいと思う。

**内 容 集**

**西田氏フオーワリフトケイ腕認定斗争  
勝利 報告集会**

愛知労災取業病連絡会結成に向けて

とき、4月29日 午後2時より

ところ、愛労評会館（国鉄・地下鉄、鶴舞、下車）

参加費（会場費等） 200円

# 春季フィールド合宿報告

フィールド事務局

3月20日から4月1日までの期間で行った春季フィールド合宿を終えてフィールド事務局から簡単な経過報告をしておきたいと思う。

今回は今までの医学生を中心としたものとは異なり、関西学院大学の学生を中心とした様々な参加者によったもので、労働現場の斗いに触れ討論する中で、学生が何をせねばならないのか、という疑問や、学生の社会的な立場を考えてゆく、という課題をもったものであった。

20日の関学大における説明会のと、翌日から夜は学習会、昼は様々な労働現場をまわり、見学、交流会、実施労働、という形で進めた。学習会ではまず21日に坂口恒次氏から、戦前戦後の共産主義運動の話題

から学ぶべきもの、現在の運動に求めるもの等について話していただき、次からは港湾の労働運動を斗い抜いておられる全港湾の登代、青木氏、品矢氏、華川氏らにそれぞれを招いて、港湾の労働運動の歴史、労働現場の史態、学生運動との関係についての学習討論を行なった。

## 経験を次の

### 発展の舞台に

今回のフィールド合宿で参加者は、学習会、交流会、宿泊した労組での交流、あるいは実施労働の中で、多くの人々から様々な提起を受けてきた。それまでに自分の中で作られてきたものの考え方は、ほぼ書き直さなければならぬ。

に相手の確固とした考え方があって、どきどきを抜かれることもたびたびであった。

このような提起について、参加者は引き続いて話し合い、今回の経験を単なる経験に終わらせるのではなく、何らかの形で発展させてゆきたいと考えている。また、その経過は、パンフレットという形にしたり、本誌の中で逐次報告してゆきたいと思っている。

最後に、事務局の不手際や失敗、準備不足によって、人数がはらばらになつたり、時間が遅れたりすることも多く、協力して下さった労組、個人その他の方々に多大な迷惑をかけたしまったこと、この詫言をかりてお詫言びすると共に、皆さんの協力を感謝してまいります。

# 関西労働者針灸学習会

## のお知らせ

### ● 関西労働者針灸学習会運営委員会

78春斗を職場・地域で闘う仲間  
の皆さんに敬意を表します。  
さて、労働者針灸学習会は  
過去3年間に渡って数多くの修  
了生を職場・地域に送り出して  
きました。

労働者 職業病は資本家による  
労働者収奪の合理化・労働強化  
によって発生します。必ずから  
労働・職業病に対する根本的な  
治療は資本家の攻撃に対して労  
働者が闘いに立ち上る以外にあ  
りません。  
しかし、被災労働者はともす  
れば、自らの苦しみにかけて根  
本原因を見失い、また休業など  
による職場の労働強化も相まっ  
て職場の仲間との間にキ裂が生  
じがちです。  
被災労働者がハリ治療を活用

し、一刻も早く健康を取り戻す  
事、また職場の仲間と団結して  
之度と労災を発生させない闘い  
に参加する。労働者針灸学習会  
はこのような立場で、労災斗争  
の前進に役立てていきたいと思います  
と考えています。  
また、労災斗争の経験交流や  
中国の「はだしの医者」などの  
りっぱな闘いからも学びとって  
技術のみに興味を示す技術主義  
におちいらない学習会とする予  
定です。  
仲間の皆さんの参加を呼びか  
けます。



## 約束事項

自分自身に設けた針灸を何  
本、何ヶ所したとしても仲間（  
他人）には一本、一ヶ所たりと  
も設けた針灸を絶対してはな  
らない、という鉄則を守り、四  
期五期と続くであろう今後、針  
灸学習会で学びあつた一人一人  
が心を一つにして地域の命と健  
康を守る担い手・礎となる覚悟  
の人となる事を自身の最高の幸  
せとしていたいただきたい。その為  
にも各人が次の項目を厳重に守  
つていただきたくお願いします。  
一、受講中みだりに私語を發し  
他の受講者に迷惑を及ぼす者  
は退場・退学させます。  
一、酒気を帯びての参加は厳禁  
一、絶対に、技術主義・營利目  
的での治療にたずさわる事を  
厳禁とする。  
一、絶対に施術者は、酒気を帯  
びている時、寝不足の時、極  
度の疲労（心身の疲れ）を感  
じた時は施術してはいけな



記

● 募集人員

60名 (場所等の制約のため人数を限ります。希望者多数の場合、追って通知します。選にもれた方は次回優先します。)

● 日時

5月10日より10月18日まで通算18回 原則として毎月1・2・3水曜日 午後6時より8時半迄

● 場所

全港湾関西地本会議室 (地図参照)

● 参加費

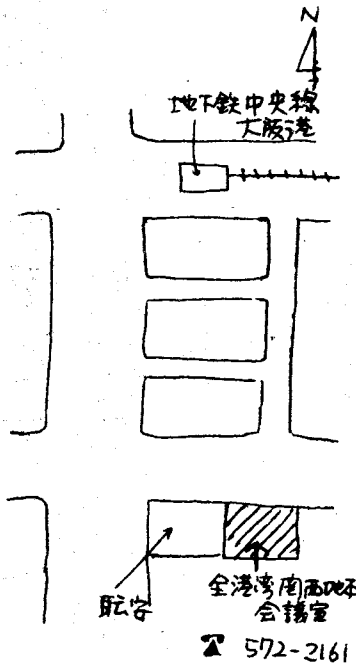
1回300円 教材は実費

● 呼びかけ

関西労働者安全センター・全港湾関西地本防災職業病対策会議・全金港合同支部・大阪府被災労働者同盟・全金岩井計算センター支部・南大阪労働者診療所 (松浦診療所)・京大・阪大労働職業病研究会

● 参加者は下記の約束事項を必ず守って下さい。

● その他、問い合わせは安全センター (206-374-2191)へ



入浴して一時間以内の人、すき、腹の人、極度の精神的疲労のほげしい人には、その人のそばに隣接する付人かいけない場合は絶対に施術してはいけない。特に厳禁とする。

学習教程以外の穴 (阿是穴) 等には容易に施術をしてはいけない。もし施術する場合は自身に何回となく施術し、効果及び安全性の確認を充分認識 (体験) した上で施術する事。

常に施術者は施術した限りにおいて全責任を負う事。いかなる場合でも他に責任を転換してはならない。施術者は責任職との自覚で実践に即していただきたい。不幸にして事故を起した場合は、悔いとのこさめよう最善の努力をする事。

実行委員会で選定した教材以外の物品の販売は禁止する。

以上

# 前線から

大阪

## 職業病斗争をテーマに 第1回大衆交流会南く

●●●保育労働者連絡会●●●

3月19日

PLP会館

で、保育労働者連絡会主催で、第一回目の大衆的な交流会が行われ、南大阪労働者診療所の

松浦良和医師が保母の共通の職業病である頸肩腕症、腰痛症について、発生の経路や症状について講演を行った。当日は、大阪を中心とした各地の保育所から約30名が参加して、そのうちの職場での斗争の報告が行われた。

全国一般の藤の里保育園・大手学園等の支部からは、賃金・母性保護などの労働条件、労務管理などあらゆる面を抑圧され、差別されてきた状態から組合を結成して斗争を進めてきているという報告があり、その他地域合同労組の天使の園めぐみ、望の内の各分会など、更には公立の保育園の保母などからも相次いで報告があり、熱気に包まれながら交流会は進行した。

保育労働者連絡会は全国一般都島友の会支部の斗争の中で、保育

労働者のより広い交流と団結をめぐりして結成されてきたものであるが、今後定期的な大

### 都島

●●●全国一般都島友の会支部●●●

## 阿佐さんの 仮処分裁判に結審

大阪一般合同労組都島友の会支部が一昨年の8月以来斗ってきた阿佐とよ子保母の不当解雇撤回を求める仮処分裁判が、去る3月8日、提訴以来約1年7

ヶ月ぶりに結審となった。この両方の会側は組合つぶしのためにありとあらゆる攻撃を組合員保母に対して行ってきたが、現在も3名の

衆的な交流会を続けていくことをきめている。



保母が組合の旗を守り  
続け、週2回のピラも  
支援労働者と共に休む  
ことなく続けられてき  
ている。

公判に於ては、組合  
側は阿佐保母本人及び  
主治医の松浦医師（南  
大阪労働者診療所）の  
2名を証人に送り、阿  
佐保母が保育労働によ  
って職業病（頸肩腕・  
腰痛）になったことの  
立証が行なわれてきた。  
この仮処分裁判の判  
決は、当該組合の今後  
の斗いにとつては勿論  
保育労働者の職業病（  
特に頸肩腕）問題への  
取組みにとつても大き  
な意味をもっており、  
非常に重要なものでは  
ある。勝利判決を更に確  
かなものとするため最  
後まごの努力が必要と  
されている。

東住吉

全通東住吉支部で  
職業病学習会

松浦医師の講演に20名が参加

3月17日、全通東住  
吉支部は南大阪労働者  
診療所の松浦医師を講  
師に招き、職業病につ  
いての学習会を行った。  
学習会には青年部を中  
心に約20名が参加し、  
腰痛症を中心にした医  
師の話に聞き入っていた。  
講演の後で討論に入  
ったが、腰痛症との関  
連では、(1)仕分けのイ  
スの問題 (2)着衣、制  
服 (3)宿命論（体質論  
）の克服 (4)郵便体操  
の効果について、など  
多くの問題点が指摘さ  
れた。  
またその他にも、脳

卒中死、高血圧症者  
に交付されている「手  
帳」の問題、ストレス  
による胃腸障害や精神  
障害の問題など非常に

広範な職業病が存在し  
ていることが明らかに  
された。  
支部ではこの学習会  
をきっかけにして、職  
業病問題へのとり組み  
を強めていくことを決  
めている。



＝本機関誌紹介＝

# 神奈川 労災職業病

ニュース

神奈川労災職業病センター  
発行

連絡先

横浜市鶴見区鶴見町 255  
鶴見コーポビル 5階A号

☎ 045 - 573 - 4289

3月30日 全港湾連  
設五野名村分會は組合  
員の見義雄氏の脳卒  
中(脳血栓)災害につ  
いて阿倍野労基  
署に労災申請を  
行つた。

造船資本はこ  
の不況の中です  
さまじい人員合  
理化攻撃を行つ  
てきているが、  
名村造船所の下  
請労働者は昨年  
末組合を結成し  
企業内鎖反対、  
労働者の権利保  
障等の斗いを進  
めてきている。  
被災した見  
氏は現在堺市の  
清恵会病院に入  
院中であるが、  
多くの下請労働者と同  
様に、健康保険がなく  
国保のための医療費  
をほいめ家族の生活は

# 雲見氏の脳卒中(脳血栓)を 労災認定せよ

南大阪

●●● 全港湾 名村分會 ●●●

窮迫した。組合は当初  
は生活保護の適用で急  
場をしのぐとともに、  
雲見氏が勤務していた  
青戸工業が1月  
25日付で一時的  
な解散を行つて  
いるにもかかわ  
らず、3月にな  
つて健康保険の  
適用をからとる  
ことができた。

雲見氏の脳卒  
中災害は、人員  
合理化の進行と  
は遂に増大した  
労働強化と、無  
理由な作業内容の  
原因であること  
は明らかなること  
である。一日も早く労  
災認定が行われ  
努力が続けら  
れるよう  
うてい

## 南大阪

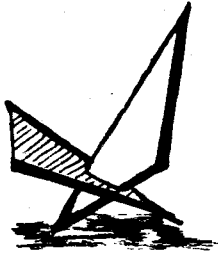
診療所運営委 3月幹事会南か

### 運営の一層の大衆化 診療体制の拡充を確認

南大阪労働者診療所  
運営委員会は3月定例  
幹事会を、3月10日開  
催した。この日の幹事  
会では、第1回総会の  
決定事項である「労働  
者・住民主体の地域医  
療体制の確立」につい  
てどのような事にすべき  
なのかという事について  
議論された。そして、  
52年第一回総会以後の  
運営委員会の活動の反  
省、及び設立の原案に  
かえり、運営委員会の  
強化・発展を行うこと  
、52年度の経理発表、  
日常の診療体制の拡充  
・施設の拡大、人的拡  
大を行うこと、診療所  
設立協力者・出資者に  
対して診療所の大衆所  
有・大衆運営の原則を  
再度明らかにさせるオ  
ルグを行う事、などが  
決議された。

運営委員会は、規約  
に沿って運営の大衆化  
を徹底して行ってゆく  
方向で、オルグや、事  
務の体制を作り出して  
いく努力を行なうとい  
る。

一日も早く労  
災認定が行われ  
努力が続けら  
れるよう  
うてい



# 大阪労基局に

## 「抗議及び要請」を提出

●●●労災保険法改悪糾弾実行委員会●●●

3月3日、労災保険法改悪糾弾実行委員会は全労連を聞き、去る2月20日付大阪労基局より提出された「回答メモ」に対し抗議することとを決めたが、3月30日付で、「抗議並びに要請」を大阪労基局長に對して提出した。

要請は五項目にわたっており、以下要約すると、(1)「届書」の提出命令は不当であるから今後行わないこと、及び給付の差し止めも行わないこと、(2)被災者及びその依頼する個人・団体との話し合いを保障すること、(3)定

期報告の運用を柔軟に行うこと、及び治癒の症状固定の資料として用いないこと、(4)「集団陳情」お断りの貼紙については即座に撤去すること、(5)「届書」による治癒・症状固定の実情を再度明らかにすること、以上の5点である。

大阪市取労弘済院支部は、昨年末、地方公債基金大阪支部留直会に對し、組合員の五十嵐芳子さんの脳栓塞発作を公務外とした基金大阪支部の決定を不服として、不服審査請求を行ない、現在、公務災害認定の闘いを続けている。五十嵐さんは、特別養護老人ホームでの昼夜にわたる老人介護を行つてきたが、昭和50年12月5日、心身にわたる疲労の結果、自宅で脳栓塞の発作にみまわれ、本人は、基金に對して、公務災害の申請を行つてきたが、彼女に心臓弁

### 五十嵐さんの脳卒中(脳栓塞)を公災と認めよ

吹田

●●●大阪市職労 弘済院支部●●●

膜症があるというこゝで、昭和52年11月2日公務外の決定が下りたのである。支部では現在、腰痛など、取業病闘争へのとりくみにかき入れており、この認定闘争が取場の労働条件の悪さを告発するものだけに、どうしても勝利せんと気迫をみせている。公務災害では脳卒中の認定は非常に少なく、加えて五十嵐さんが心臓疾患を有しているという悪条件はあるが、それだけにまた非常に重要な闘いとなっている。

# 審議会での労政資の取引を

## 許さない政治構造を

### 3/3 労基則改悪中間総括集会以確認

労基則35条改悪は、前号で報告した様に、不十分な点を残しながら一部修正が行われた。

これをうけて、去る3月3日東京で中間総括のための集会在南のいた。東京の労災法阻止党や全国一般南部支部、神奈川の労災職業病センターや全港湾、関西労働者安全センター、更に佐野氏らの学者が集まった。

集会では各団体からアピールが行われ、「修正案のどういう点か不十分かという事を明らかにするのでも大事だが、もっと大事なのは、一連の改悪法が審議会や国会の取引で決まっ、ていく政治構造に注目する事だ。この視点からすれば、今回の労基則改悪は総評の多くの単産や専門家から反対意見が集中して、労働側委員をつき動かして、一度は

合意が成立していたのを修正という形でひっくり返したのは画期的な事だ。一昨年の労災法改悪は衆院を通過してから参院でそして今回は審議会と前進してきている。また、現場労働者の反心も、こんな大事な問題に政府や資本の思いのままにやらせて組合側は何をやつとるか。もっとワシらの意見を聞け。大衆の怒りをもっと組織せよ」という様なところに来ている。と多くの者が許さ、参加者の大きな共感を呼んでいた。そうして、「こうした政治構造を変えていくことに全力をあげよう」と確認した。

なお、今後の課題として、労働省が労基則改悪に引き続いて認定基準を見直し、「認定要件」を作ろうとしている事に対抗

していく事が提起された。「認定要件」とは、認定基準をまます「○○kg以上」の荷物をもつ。〇年以上扱った者の腰痛は業務上と認める」という方向にもつていこうとするものである。



労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱については、おおむね妥当と認めるが、下記のように指摘することが必要である。

記

#### 1 改正省令案要綱の内容について

改正省令案要綱の内容については、別添を参照して下記事項について所要の修正を行うことが適当である。

(1) 要綱第二号について

同号の1（紫外線による疾病）、2（赤外線による疾病）及び11（騒音による難聴）について疾病名の修正を行うこと。

(2) 要綱第三号について

同号の2（非災害性腰痛）及び4（頸肩腕症候群等）について業務の内容の修正を行うこと。

(3) 要綱第四号について

1 同号の2（農薬による疾病）については、化学物質による疾病の一種類として同号の1（化学物質による疾病）に包括して規定するのが妥当である。

なお、農薬等の有効成分である化学物質の種類等について、人体における症例等の状況を更に検討のうえ、この名称に基づき告示を定めること。

2 同号の8（じん肺）は、別の号を起して、別立の大分類とすることが妥当である。

3 同号の9（結核症）について、現在の医学的知見、産業の実態等を考慮して業務の内容及び疾病名の修正を行うこと。

(4) 要綱第六号について

同号の8（製鉄用コーラス製造工程における肺がん）について業務の内容の修正を行うこと。

(5) 要綱第二号から第六号までについて

第二号の末尾に「1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他有害な物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかでない疾病」を加え、第三号から第六号までの末尾に同趣旨の規定を加えること。  
なお、化学物質に関する告示に掲げる症状・障害は、「主たる症状・障害」である趣旨を同告示において明らかにすること。

(6) 現行労働基準法施行規則第35条第37号と同趣旨の規定を加えること。

2 労働基準法施行規則第35条の運用等について

労働基準法施行規則第35条の定期的検診、その検診における労使及び専門家の意見聴取、業務上疾病の認定体制等に関しては、下記の点に十分配慮すべきである。

(1) 改正省令の施行に関連して今後においても新しい疾病の発生等に対処しうるよう定期的な本規定及びこれに基づく告示の検討を行うため、あらかじめ中央労働基準審議会及び労働者災害補償保険審議会の意見を聴いて、医学専門家による委員会を設け、その委員会の検討結果については、両審議会に報告すること。なお、上記委員会については、できる限り早い機会に発足させ、次回の業務上疾病の範囲についての検討審議をできるだけ速やかに行うことが望ましいこと。

(2) 寒冷な場所における自律神経失調疾患等の疾病、過労による脳疾患・心疾患、ストレスによる消化器疾患・精神神経疾患、改正省令案費料に例示された以外の脳脊髄系その他改正省令案費料の審議の過程において問題提起のあった疾病については、定期的検討の一環として、今後さらに検討すること。

(3) 今回の省令改正は、最近の業務上疾病の状況に対応して、労働者の就業権行使の容易化、認定の促進及び業務上疾病の予防。治療のための適切な疾病診断の作成を目的とするものであり、業務上疾病の範囲を狭くするものではない。この点については、引きつづき、現行の認定基準に上り価値を具備し、今回の省令改正を契機に、認定基準が厳しくなることを念い、留意すること。

(4) 愛知県庁から第六号までの末尾に盛り込まべき「その他」の認定及び第七号の規定の運用については、現状より厳しくすることを念い、より十分留意すること。

なお、改正省令案費料の審議の過程において、関係府県のあつた府県のうち、本項における上記の語規定の対象となるべきものについては、慎重な検討のうえ、適切な認定が行われるように留意すること。

(5) 改正省令の施行に伴って必要とされる認定基準等の作成・整備に努めるとともに、改正省令案費料における労務疾病の症状・障害等について関係者の理解を深めるよう、適宜その他の方法により、必要を解説を示すよう努めること。なお、認定基準に関し、必要に応じて労働者災害補償保険審議会において労務の意見を聴く機会を設けることが望ましいこと。

(6) 改正省令の施行にあわせ、業務上の疾病の早期認定、治療等の促進、これらの疾病の契機把握・予防等の充実を図ること。

(7) 業務上疾病の認定に関し、今後一層、本省、地方局関係の連絡の強化、関係行政職員の増員及び資質の向上等による認定の促進その他業務上疾病の認定体制の改善が特に努め、業務上疾病の認定に係る労働者の負担の軽減に配慮すること。



労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱

フシク字部分は追加  
部分は削除

第一 改正の内容

労働基準法第七十五条第二項の規定による業務上の疾病は、次のとおりとするものと

すること。

一 業務上の負傷に起因する疾病

二 物理的因子による次の疾病

- 1 紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患
- 2 紫外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
- 3 レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
- 4 高周波にさらされる業務による白内障等の眼疾患
- 5 電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨髄死その他放射線障害
- 6 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜水病又は閉塞性中耳炎
- 7 気圧の低下した場所における業務による高山病又は航空減圧症
- 8 騒音にさらされる業務による熱中症
- 9 高熱物体を取り取り扱う業務による熱傷
- 10 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り取り扱う業務による凍傷
- 11 著しい騒音を発生する場所における業務による難聴等の耳の疾患
- 12 超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死
- 13 1 から 12 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他有害な物理的因子にさらされる業務に起因することの明らか疾病

三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次の疾病

- 1 重負な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
- 2 重負物を取り取り扱う業務等の腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛
- 3 さく岩機、鋸打ち機、チェーンソー等の機械器具の取扱ひにより身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害
- 4 せん孔、印章、電話交換、速記、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務等の業務による手指の感電、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群

5 1 から4 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過  
 度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかなる疾病

1 労働大臣の指定する化学物質にさらされる業務による疾病であつて、労働大臣が  
 定めるもの

2 労働大臣の指定する農業にさらされる業務による疾病であつて、労働大臣が定め  
 るもの

312 毒素樹液、腐化ヒュル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらさ  
 れる業務による眼精膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

413 すず、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされ  
 る業務による皮膚疾患

514 蛋白質分解素にさらされる業務による皮膚病、結核炎又は肺炎、気管支喘息等の  
 呼吸器疾患

616 木材の切じん、塵毛のじんあひ等の飛散する場所における業務又は抗生物質等に  
 さらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患

6 蒸掃等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患

7 空気中の微素濃度の低下した場所における業務による疲労欠乏症

8 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺又はじん肺法（昭和三十五年法  
 律第三十号）第二條第二項第三号に規定する合併症

9 じんを飛散する場所における業務による肺腫瘍等の呼吸器疾患

5 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺又はじん肺法（昭和三十五年法  
 律第三十号）第二條第一項第二号に規定する合併症

1 1 第者の診察若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に  
 よる伝染性疾患

2 動物若しくはその死体、獣毛、草等動物性の物又は疫る等の古物を取り扱う業務  
 によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患

3 掘削地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症

4 屋外における業務による恙虫病

5 1 から4 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウ  
 イルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかなる疾病

PH

列六



- 六七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次の疾病
- 1 ベンジン、ペイタ、ナフthalアミン、四、アミノシフェニル又は四、ニトロシフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
  - 2 ビス(クロメチル)エチル又はベンソトリクロライドにさらされる業務による肺がん
  - 3 石棉にさらされる業務による肺がん又は中皮腫
  - 4 ベンゼンにさらされる業務による白血病
  - 5 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫
  - 6 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲狀腺がん
  - 7 オイラミン又はマゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
  - 8 製送用コークス又は製炭用発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん
  - 9 クロム酸塩若しくは重クロム酸塩を製造する工程又はニッケルの製錬若しくは精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん
  - 10 砒素を含む鉱石を用いて行う金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん
  - 11 ナす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はバクサインにさらされる業務による皮膚がん
  - 12 1から11までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかなき疾病
- 七九 前各号に掲げるもののほか、業務に起因することの明らかなき疾病
- 第三 施行期日
- この省令は、昭和五十三年四月一日から施行するものとする。

# 関西研究者交流会の9回例会

## ニツソール農薬裁判における

### 問題について

3月18日 南大阪労働者診療所において、才8回目の研究者交流会が行われました。

今回は阪大理学部の中南氏に農薬裁判について話していただきました。

この事件は、昭和47年7月4日、和歌山のミカン園で青年が農薬を散布して帰宅した後、突然強直性のけいれんを起し、歯を喰いしぼったような状態が意識不明に陥り、病院に運ばれたが遂に死亡したというものです。この後、死亡した青年の遺族は農薬会社と国を相手どり、裁判に踏みきったのです。

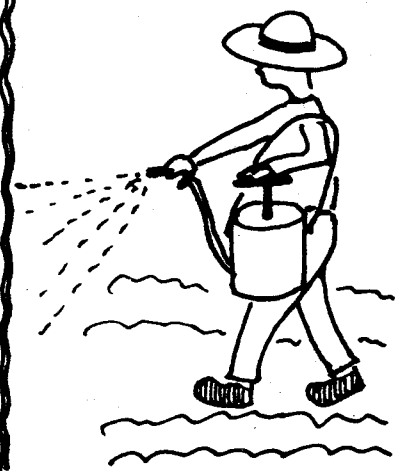
この裁判の争点は、農薬会社と国が何者性としていたニツソールが実はそうではないこと。そして、使用上の注意の指示

がズサンであるため、青年が使用方法の通り散布したにもかかわらず、中毒で死亡したことです。

このようにメーカーは農薬を売るためにウリの宣伝を行い、そして中毒事故を起したのです。この他にもニツソールは各地で似たような事故を起し、農民の命を奪っています。また、国はメーカーの金もうけに即担し、毒性試験もしないで何者性とい、農民をだましてきたのです。

裁判の一番判決は最近出ましたが、遺族の主張に対する反証らしきものもないままに、メーカーと国に責任なしと遺族の全面敗訴となりました。これに対し、遺族と支援の人々は控訴し、更に闘いの輪を拡げよ

うとしていきます。3月29日には大阪の中央公会堂で集会が行われました。更に多くの人がこの裁判闘争の今後の経過を注視し、支援さんにと。



### 次回の案内

- とき 4月22日(土)  
午後5時から
- ところ 松浦診療所  
☎ 574-8010  
環状線・地下鉄中央線  
弁天町下車 徒歩5分
- テーマ 放射線障害・タール  
ピッチの有害性について  
阪大 田代 実 先生  
を中心に。

# 2月分会計報告

## 収入

会費	206600
機関誌	95020
カンパ	95622
資料	1540 ①
パンフ	1000

計 399782

## 支出

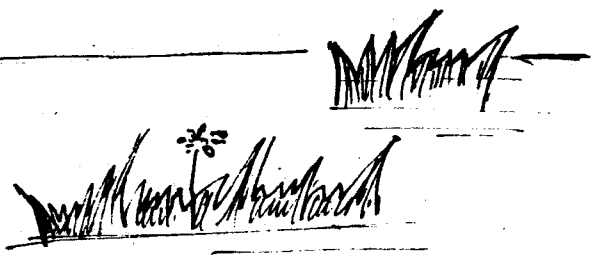
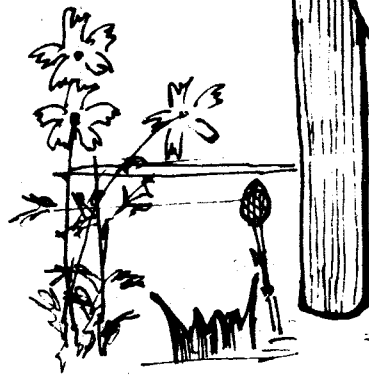
事務費	90371 ②
活動費	167190 ③
郵送費	17615 ④
人件費	220000 ⑤
計	495176

2月分収支 **-95394**

先月からの  
繰り越し 780686 (+)

3月への  
繰り越し 685292 //

- ① センターにある資料のコピー・印刷代等
- ② 2月分・3月分 部屋代・共益費 1月分電気・ガス等
- ③ 東京出張費3回分 名古屋出張費2回分  
九州出張費1回分 事務局員通勤交通費  
1月分電話代 1月分社会保険料等
- ④ 印字 振替手数料
- ⑤ 事務局員4人 2月分



昭和50年10月29日  
第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

第47号

昭和53年4月10日発行（毎月一回30日発行但し2月は28日）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋3-5-28